

利用規約

この規約は、「宇佐サテライトオフィス」（以下、「本物件」といいます。）の建物賃貸借契約と一体として運用されるものであり、賃借人が必ず遵守しなければならない基本ルールを定めたものです。

第 1 条 （賃借部分の善管注意義務）

賃借人は、本物件ないし賃借部分について、善良なる管理者の注意をもって、特に以下の各号を遵守しなければならないものとします。

- （1） 少なくとも 5 日に 1 度は通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。
 - （2） 電気は、節度ある使い方をすること。（特にエアコンの消し忘れに注意すること。）
 - （3） 自然発火・引火爆発の虞のある危険物や悪臭を放つ物、その他動物を室内へ持ち込まないこと。また、室内での喫煙もしないこと。
 - （4） 水洗トイレ及び流し台等は、配水管に物を詰まらせないように注意すること。
 - （5） 室内を傷つけたり（室内の壁に穴をあける事を含む）、室内を汚したりしないよう注意すること。（それらを発見した場合はご退去時に原状回復費をご請求いたします。）
- 尚、ご契約時（ご使用開始前）に、既に室内についてしまっている傷、又は付着してしまっている汚れの位置を図面等でご確認いただきます。
- （6） その他、社会通念上、許容された室内使用を心がけること。

第 2 条 （一般的遵守事項）

- （1） 音が出る電子機器の音量は、近くに宿泊施設がある事を自覚し、周囲に迷惑がかからない程度に抑えること。
- （2） 本物件のドアの開閉は静かに行うこと。
- （3） 悪臭を放って、近隣に迷惑をかけること。
- （4） その他、社会通念上、許容された本物件利用を心がけること。

第 3 条 （駐車場利用遵守事項）

- （1） 契約駐車場の利用は、入居者の車両又は同来客の車両に限ること。
- 尚、駐車場を利用する場合は、当社が指定した場所に限り、1 台を上限に、無償にて利用する事が出来ることとする。
- （2） 入居者は、車及び自転車等を路上駐車しないこと。入居者の来客の車又は自転車等の場合も入居者が責任をもって管理すること。

- (3) 自動車ないしバイク等の空ぶかしはしないこと。

第4条（共用部分等の利用遵守事項）

- (1) 自己の駐車場（占有部）を含め、賃貸人の事業用地上（共有部）に物を置いたり、落書きやつばを吐いたりして汚さないこと。
- (2) 賃貸人の事業用地上（共有部）を不法又は不当に占拠しないこと。

第5条（ゴミ処理）

- (1) 本物件内（室内）から出たゴミは、持ち帰るか、又は一般廃棄物として法令上定められた処理（廃棄処理）をすること。
- 尚、ゴミを持ち帰らずに本物件にて廃棄される場合は、可燃ゴミ、ビン・缶ゴミ、ペットボトルゴミに限り、月間 720L を上限に、「月額¥8,000（消費税込）」にて、本物件内のゴミ集積所に持ち込む事が出来ることとする。

第6条（防火対策）

- (1) 本物件に備え付けられている法令上必要な消防設備は、善良なる管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 消火器ないし避難器具の付近には物を置かないこと。

第7条（その他の禁止事項）

- (1) 本物件及び同敷地内にチラシ等を掲示する行為。
- (2) 本物件へ既存電力供給設備の許容量に影響を及ぼす機械器具等を新設付加する行為。
- (3) 喫煙ブース以外の場所で喫煙する行為。
- (4) 他の宿泊者ないし利用者、又は近隣居住者に迷惑をかけたり、不快の念を抱かせる行為。

第8条（賃貸人からの指示・注意事項等）

- (1) 入居者は、賃貸人との間において締結した賃貸借契約の各規定に従う事は固より、賃貸人（従業員）より、利用上の指示や注意等があった場合は、速やかに、これに従わなければならない。
- (2) 入居者は、賃貸人（従業員）に対し、悪態をついたり、ハラスメント行為をしない事を予め約するものとする。

以 上